

対象世帯

次の全ての条件を満たす方が対象です。

- ① 令和6年1月1日以降に婚姻届を受理されていること
- ② 夫婦の令和5年の所得を合計した額が500万円未満であること
- ③ 婚姻届を受理された時点で、夫婦ともに39歳以下であること
- ④ 対象住居地が七尾市内にあり、その住居地に住民登録をしている
- ⑤ 夫婦ともに市税等の滞納がないこと
- ⑥ 過去にこの補助金を受けていないこと（⑨を除く。）
- ⑦ 他の公的制度による家賃補助を受けておらず、かつ、生活保護を受給していないこと
- ⑧ 七尾市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではないこと
- ⑨ 令和5年度にこの補助金を受給し、その補助金が上限額に達していないこと

対象費用

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
に支払った婚姻に伴う以下の費用：物件購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越、リフォーム費用など

必要書類

- 婚姻後の戸籍謄本
- 所得証明書
- 物件の売買契約書又は賃貸借契約書(契約者が夫婦いずれかの名義であること)
- 住宅手当支給証明書(給与所得者の方のみ)
- 入居時諸費用及び引越、リフォームに係る領収書及び明細書

※その他、状況に応じて必要な書類の提出をお願いすることがあります。

申請期間

令和7年3月31日（月）まで

問合せ先・受付先：

七尾市役所 健康福祉部 子育て支援課 家庭支援グループ

〒926-0811 七尾市御祓町1番地 パトリア3階

TEL：0767-53-8445 E-mail：kosodate@city.nanao.lg.jp

受付時間 月曜～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分